

昭和三十三年法律第三十号
地すべり等防止法

目次

第一章 総則（第一条～第六条）	第二章 地すべり防止区域に関する管理（第七条～第二十六条）	第三章 地すべり防止区域に関する費用（第十七条～第四十条）	第四章 ばた山崩壞防止区域に関する管理等（第四十一条～第四十五条）	第五章 雜則（第四十六条～第五十一条の三）	第六章 罚則（第五十二条～第五十五条）	附則 第一章 総則（目的）
-----------------	-------------------------------	-------------------------------	-----------------------------------	-----------------------	---------------------	---------------

第一条 この法律は、地すべり及びばた山の崩壊による被害を除却し、又は軽減するため、地すべり及びばた山の崩壊を防止し、もつて国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。（定義）	第二条 この法律において「ばた山」とは、石炭又は亞炭に係る捨石が集積されてできた山であつて、この法律の施行の際現に存するものといふ。鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十四号）第一条の規定による改正前の鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第四条又は第二十六条の規定により鉱業権者又は鉱業権者とみなされる者がこの法律の施行の際必要な措置を講ずべきであったものを除くものとする。	第三条 この法律において「地すべり防止施設」とは、次条の規定により指定される地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダムその他の地すべりを防止するための施設をいう。	第四条 主務大臣は、この法律において「地すべり防止工事」とは、地すべり防止施設の新設、改良その他次条の規定により指定される地すべり防止区域内における地すべりを防止するための工事をいう。	第五条 第三条第一項の指定は、必要に応じ、当該地すべり地域に関し、地形、地質、降水、地表水若しくは地下水又は土地の滑動状況に関する現地調査をして行うものとする。（調査のための立入）	第六条 主務大臣又はその命を受けた職員若しくはその委任を受けた者は、前条の調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。	第七条 地すべり防止工事の施工その他地すべり工事に関する規範
---	---	--	--	--	---	--------------------------------

第八条 都道府県知事は、第三条第三項の規定による地すべり防止区域の指定の通知を受けたときは、主務省令で定めるところにより、関係市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の意見をきいて、当該地すべり防止区域に係る地すべり防止工事に関する基本計画を作成し、これを提出するものとする。これを変更するときも、同様とする。（主務大臣の直轄工事）	第九条 都道府県知事は、第三条第三項の規定による地すべり防止区域の指定の通知を受けたときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
---	--

第十一条 主務大臣は、次の各号の一に該当する場合において、当該地すべり防止工事が国土の保全上特に重要なものであると認められるときは、都道府県知事に代つて自ら当該地すべり防止工事を施行することができる。この場合は、主務大臣は、あらかじめ当該都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

項第二号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

(都道府県知事以外の者の管理する地すべり防止施設に関する監督)

第二十二条 都道府県知事は、その職務の執行に関し必要があると認めるときは、都道府県知事以外の地すべり防止施設の管理者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた職員に当該地すべり防止施設に立ち入り、これを検査させることができる。

前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

前項の規定により立入検査をする者は、その要な事項は、主務省令で定める。

第二十三条 都道府県知事は、都道府県知事以外の者の管理する地すべり防止施設が次の各号の一に該当する場合において、当該地すべり防止施設が第十二条の規定に適合しないときは、その管理者に対し改良、補修その他該地すべり防止施設の管理につき必要な措置を命ずることができる。

第一項の証明書の様式その他証明書に関する事項は、主務省令で定める。

第一項の規定に違反して工事が施行されたとき。

第一項の承認に附した条件に違反して工事が施行されたとき。

第一項の規定に違反して工事が施行されたとき。

第一項の承認を受け工事が施行されたとき。

第一項の規定に違反して工事が施行されたとき。

第一項の承認を受け工事が施行されたとき。

第一項の規定に違反して工事が施行されたとき。

(関連事業計画)
第二十四条 都道府県知事は、地すべりによる被害を除却し、又は軽減するため必要があると認めることは、地すべり防止工事基本計画を作成して、主務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した計画(以下「関連事業計画」という。)の概要を作成し、地すべり防止区域の存する市町村の長にこれを提示して、当該市町村における関連事業計画を作成するよう勧告することができる。

一家屋その他の施設若しくは工作物の移転若しくは除却又は除却される家屋その他の施設若しくは工作物の代る家屋その他の施設若しくは工作物の建設に関すること。

二 農道の整備又は保全に関すること。

三 農道、かんがい排水施設又はため池の整備に関すること。

四 前二号に掲げる事項に直接関連して地すべり防止区域外において特に必要とされるこれらの号に掲げる事項

二 前項の勧告に応じて関連事業計画を作成しようとするときは、市町村長は、主務省令で定めるところにより、あらかじめ当該計画に係る事項について利害関係を有する者又はこれらの者の組織する団体の意見をきかなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様として立退の指示)

三 市町村長は、主務省令で定めるところにより、その内容を公表するよう努めるものとする。

四 関連事業計画を作成し、又は変更したとき

は、市町村長は、主務省令で定めるところにより、その内容を公表するよう努めるものとする。

(立退の指示)

第二十五条 都道府県知事又はその命じた職員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示することができる。この場合においては、都道府県知事又はその命じた職員は、直ちに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

前二項の規定は、国又は地方公共団体の管理する地すべり防止施設については、適用しない。

3 地すべり防止区域台帳の記載事項その他その調製及び保管に関する事項は、主務省令で定める。

(地すべり防止区域の管理に要する費用の負担原則)

第二十七条 地すべり防止工事の施工及び標識の設置その他地すべり防止区域の管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、当該地すべり防止区域を管理する都道府県の統括する都道府県の負担とする。

(主務大臣の直轄工事に要する費用の負担)
第二十八条 第十条第一項の規定により主務大臣が施行する地すべり防止工事で、溪流(山間部におけるその直下流を含む。以下同じ。)において施工するもの及びこれと一体となつて直接溪流に土砂を排出することを防止するために施工するものに要する費用は、国がその三分の二を、都道府県がその三分の一を負担する。

第十一条第一項の規定により主務大臣が施行する地すべり防止工事で前項に規定するものに要する費用は、国及び都道府県がそれぞれその二分の一を負担する。

前二項の場合において、当該地すべり防止工事によって他の都府県も著しく利益を受けるときは、主務大臣は、政令で定めるところにより、その利益を受ける限度において、当該地すべり防止区域を管理する都府県の負担をすべき負担金の一部を負担する。

前二項の場合は、当該地すべり防止工事による地すべり防止工事で前項に規定するものに要する費用は、国及び都道府県がそれ

ぞれその二分の一を負担する。

前二項の場合において、当該地すべり防止工事による地すべり防止工事で前項に規定するものに要する費用は、国及び都道府県がそれ

ぞれその二分の一を負担する。

前二項の場合は、当該地すべり防止工事による地すべり防止工事で前項に規定するものに要する費用は、国及び都道府県がそれ

ぞれその二分の一を負担する。

前二項の場合は、当該地すべり防止工事による地すべり防止工事で前項に規定するものに要する費用は、国及び都道府県がそれ

ぞれその二分の一を負担する。

前二項の場合は、当該地すべり防止工事による地すべり防止工事で前項に規定するものに要する費用は、国及び都道府県がそれ

きは三分の一を、当該地すべり防止工事が再度災害を防止するために施行するものであつて災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために施工する緊急地すべり対策事業に係るもの以外のものであるときは十分の五・五を国の負担割合とする。

(受益都府県の分担金)
第三十条 都府県知事の施行する地すべり防止工事によつて他の都府県も著しく利益を受けるときは、当該都府県知事は、政令で定めるところにより、他の都府県の知事と協議して、他の都府県の利益を受ける限度において、当該都府県知事の統括する都府県の負担すべき負担金の一部を著しく利益を受ける他の都府県に分担させることができる。

(市町村の分担金)
第三十一条 前四条の規定により都道府県が負担する費用のうち、その地すべり防止工事又は地すべり防止施設の維持が当該都道府県の区域内の市町村を利するものについては、当該工事又是維持による受益の限度において、当該市町村に対し、その工事又は維持に要する費用の一部を分担せざることができる。

前項の費用について同項の規定により市町村が分担すべき金額は、当該市町村の意見をきいた上、当該都府県の議会の議決を経て定めなければならない。

(負担金の納付)
第三十二条 主務大臣が地すべり防止工事を施行する場合においては、まず全額国費をもつてこれを施行した後、当該地すべり防止区域を管理する都道府県知事の統括する都道府県又は負担金を分担すべき他の都府県は、政令で定めるところにより、第二十八条第一項又は第二項の規定に基く負担金を国庫に納付しなければならない。

前項の費用により著しく利益を受ける他の都府県の負担金の一部を分担させようとする場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該都府県に分担させることができるものと見なす。

前項の規定により著しく利益を受ける他の都府県の負担金の一部を分担させようとする場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該都府県に分担させなければならない。

前項の規定により著しく利益を受ける他の都府県の負担金の一部を分担させようとする場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該都府県に分担させなければならない。

前項の規定により著しく利益を受ける他の都府県の負担金の一部を分担させようとする場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該都府県に分担させなければならない。

前項の規定により著しく利益を受ける他の都府県の負担金の一部を分担させようとする場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該都府県に分担させなければならない。

前項の規定により著しく利益を受ける他の都府県の負担金の一部を分担させようとする場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該都府県に分担させなければならない。

前項の規定により著しく利益を受ける他の都府県の負担金の一部を分担させようとする場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該都府県に分担させなければならない。

前項の規定により著しく利益を受ける他の都府県の負担金の一部を分担させようとする場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該都府県に分担させなければならない。

きは三分の一を、当該地すべり防止工事が再度災害を防止するために施行するものであつて災

害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処する

ために施工する緊急地すべり対策事業に係るも

の以外のものであるときは十分の五・五を國の

負担割合とする。

きは三分の一を、当該地すべり防止工事が再度

災害を防止するために施行するものであつて災

害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処する

ために施工する緊急地すべり対策事業に係るも

の以外のものであるときは十分の五・五を國の

負担割合とする。

用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

前項の場合において、他の工事が河川工事又は道路に関する工事であるときは、当該地すべり防止工事の費用については、河川法第六十八条又は道路法第五十九条第一項及び第三項の規定を適用する。

(附帯工事に要する費用)

都道府県知事の施行する地すべり防止工事により必要を生じた他の工事又はその施行する地すべり防止工事を施工するため必要な生じた他の工事に要する費用は、第十八条第一項の許可に附した条件に特別の定がある場合及び第二条第二項の協議による場合を除き、その必要を生じた限度において、当該都道府県知事の統括する都道府県がその全部又は一部を負担するものとする。

前項の場合において、他の工事が河川工事、道路に関する工事又は砂防工事であるときは、他の工事に要する費用については、河川法第六十六条の規定を適用する。

前項の場合において、他の工事が河川工事、道路に関する工事又は砂防工事であるときは、他の工事に要する費用は、第十八条第一項の地すべり防止工事の規定を適用する。

都道府県知事が他の行為のため必要となつたものある場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができるものとする。

(受益者負担金)

第三十六条 都道府県知事は、その施行する地すべり防止工事によつて著しく利益を受ける者がいる場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。

前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、当該都道府県知事の統括する都道府県の条例で定めは、政令で定める。

(強制徴収)

第三十七条 前三条の規定による負担金の通知及び納入手続その他負担金に関し必要な事項は、基く負担金(以下単に「負担金」という。)を

納付しない者があるときは、都道府県知事は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

前項の場合においては、都道府県知事は、務省令で定めるところにより、延滞金は、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内で定めなければならない。

第一項の規定による督促を受けた者がその指

定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、都道府県知事は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

延滞金は、負担金に先だつものとする。

負担金及び延滞金を徴収する権利は、これらを行使することができる時から五年間行使しないときは、時効により消滅する。

(収入の帰属)

第三十九条 負担金及び前条第二項の延滞金は、当該都道府県知事の統括する都道府県に帰属する。

(義務履行のために要する費用)

第四十条 この法律又はこの法律によつてする処分による義務を履行するため必要な費用は、この法律に特別の規定がある場合を除き、当該義務者が負担しなければならない。

(第四章 ぼた山崩壊防止区域に関する管

理等)

第四十一条 ぼた山崩壊防止工事の施行その他ぼた山崩壊防止区域の管理は、当該ぼた山崩壊防止区域の存する都道府県を統括する都道府県知事が行うものとする。

(行為の制限)

第四十二条 ぼた山崩壊防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

一 立木竹の伐採(間伐、抜伐その他政令で定める軽微な行為を除く)又は樹根の採取

二 木竹の滑下又は地引による搬出

三 のり切又は切土

四 土石の採取又は集積

六 前各号に掲げるもののほか、ぼた山の崩壊の防止を阻害し、又はぼた山の崩壊を助長し、若しくは誘発する行為

二 前項の規定においては、都道府県知事は、主務省令で定めるところにより、延滞金は、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内で定めなければならない。

(経過措置)

第二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定について準用する。この場合において、同

条第二項及び第三項中「地すべり」とあるのは、「ぼた山の崩壊」と読み替えるものとする。

(第四十三条) 第四条の規定によるぼた山崩壊防止区域の指定の際現に当該ぼた山崩壊防止区域において、権原に基づき前条第一項各号に規定する行為を行つている者は、従前と同様の条件により、当該行為について同条第一項の許可を受けたものとみなす。

(第四十四条) ぼた山崩壊防止工事の施工その他ぼた山崩壊防止区域の管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、当該法律及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、当該ぼた山崩壊防止区域を管理する都道府県知事の統括する都道府県の負担とする。

(準用規定)

第四十五条 第八条、第十三条规定から第十七条まで、第二十条、第二十一条、第二十六条规定、第二十九条から第三十一条まで及び第三十三条から第四十条までの規定は、ぼた山崩壊防止区域に関する管理及び費用について準用する。この場合において、第八条中「第三条第三項の規定による地すべり防止区域」とあるのは、「第四条第一項の各号の一に該当する行為をしようとする者の行為の制限」による地すべり防止区域とある。

(第四十六条) 国は、都道府県が第二十四条第一項第二号から第四号(同号中同項第一号に該当する事項を除く)までに掲げる事業を実施した市町村その他政令で定める者に対しその事業に要する費用を補助した場合においては、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該事業に要する費用の二分の一以内を補助することができる。

(独立行政法人住宅金融支援機構等の資金の貸付けについての配慮)

第四十七条 独立行政法人住宅金融支援機構及び沖縄振興開発金融公庫は、法令及びその事業計画の範囲内において、第二十四条の規定により作成され、又は変更された関連事業計画に基づく住宅部分を有する家屋の移転又は除却が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

(漁港管理者又は港湾管理者に対する協議)

第四十八条 主務大臣又は都道府県知事は、漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第百三十七号)第二条の規定による漁港の区域(水域を除く)内において地すべり防止工事を施工しようとするときは、あらかじめ漁港管理者に協議しなければならない。

(第五章 雜則)

第五十九条 次に掲げる処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。

(裁定の申請)

第三十九条 主務大臣は、この法律の施行に關し必要があると認めるときは、都道府県知事に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

二 前項後段に規定するもののほか、同項の準用

に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

一 第十一条第一項の規定による承認

の他の行為を経た後でなければ提起できないと
される場合にあっては、当該他の不服申立てを
提起しないでこの法律の施行前にこれを提起す
べき期間を経過したもの（訴えの提起）
については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定
(前条の規定によりなお従前の例によることと
される場合を含む。)により異議申立てが提起
された处分その他の行為であつて、この法律の
規定による改正後の法律の規定により審査請求
に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え
を提起することができないこととされるもの
取消しの訴えの提起については、なお従前
による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その
他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の
施行前に提起されたものについては、なお従前
の例による。

第九条 (罰則に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為並びに附則
第五条及び前二条の規定によりなお従前の例に
よることとされる場合におけるこの法律の施行
後にした行為に対する罰則の適用については、
なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるものの
ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置
(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定
める。

附 則 (平成二十九年六月二日法律第四五 号)

この法律は、民法改正法の施行の日から施
する。ただし、第一百三十三条の一、第一百三
三条の二、第二百六十七条の二、第二百六十七
条の三及び第三百六十二条の規定は、公
布の日から施行す
る。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八 号)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月二六日法律第三四 号) 抄

第一条 (施行期日)
この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。